



# 「信州 山の日」の制定について

～ 信州の山 新世紀元年 ～

## 1 「信州 山の日」制定骨子

- ① 制定趣旨 県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝するとともに、「山」を守り育てながら活かしていく機運の醸成の機会とする。
- ② 名称 「信州 山の日」
- ③ 期日等 「信州 山の日」：7月第4日曜日  
「信州 山の月間」：7月15日から8月14日まで(1ヶ月間)
- ④ 「山」に関する取組 「山の恵み」を「親しむ・学ぶ・守る」ことを通じて「山を活かす」取組を、県の部局連携により、県民、市町村、関係団体及び企業等の協調・協力を得て推進する。
- ⑤ 制定方法 平成26年7月15日(火)の「信州 山の月間」開始日に県報掲載により制定する。

## 2 検討経過

- ① H25. 4. 県政モニター調査では約7割が制定賛成だが、趣旨等を明確にすべきとの意見
- ② 5. 庁内連絡会議を設置し、部局連携による検討・情報共有を開始
- ③ 6. 5 「長野県『山の日』懇話会」を開催し、趣旨、期日、名称等を検討(8.1:第2回)
- ④ 9. 3 「長野県『山の日』懇話会」から知事に意見書を手交
- ⑤ 9. 7 「長野県の『山』を考えるシンポジウム」を開催(大田市文化会館:約400名)
- ⑥ 9. 19 県独自の「山の日」に関する県の考え方を公表(県議会9月定例会提案説明)
- ⑦ 10. 県民意見の募集(1ヶ月)、全市町村長への説明(広域連合等の協力を得て県下10箇所)
- ⑧ 11. 「山」に関する県の取組の検討(平成26年度当初予算編成)
- ⑨ H26. 1. 17 県議会主催の「地方自治政策課題研修会」で市町村議会議員等に説明
- ⑩ 1. 下旬 平成26年度当初予算編成の知事査定
- ⑪ 2. 7 部局長会議(H26当初予算案と併せて協議)
- ⑫ 2. 7 「信州 山の日」制定及び「山」関連の取組の公表(H26当初予算案)

## 3 現状及び課題等

- 本県は、全国有数の「山岳県(3,000m級15座(全国:23座))」、「森林県(全国第3位)」
- 「しあわせ信州創造プラン」で「世界水準の山岳高原観光地づくり」を推進
- 本県の「山」の魅力や価値を再認識するとともに、最大限に活かしていくことが必要
- 「山」に関する観光振興、環境保全、森林づくり及び教育等を充実していくことが必要
- 「山」に対する県民の意識を高めるため、県独自の「山の日」の制定を検討

# 「信州 山の日」 制定骨子

## 1 制定の趣旨

長野県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝し、「山の恵み」を将来にわたり持続的に享受していくため、「山」を守り育てながら活かしていく機運の醸成の機会として、長野県独自の「山の日」を平成26年度に定める。

※ 定義 山：3,000m級の山岳・高山から身近な里山までの全てを対象とする。

## 2 名 称

### 「信州 山の日」

○ 「信州」とする理由

- ・県内外を問わず、子どもからお年寄りまで幅広く親しまれる日とするため
- ・「山の日」の制定により、県民等の責務や制限、行政処分等の行為が発生するものではないため「長野県」という特定の行政区域を示す呼称ではなく、「県民等の意識の高揚や機運の醸成」を目的に、歴史、風土、文化、環境、教育、経済、観光、産業、地域社会、健康、精神性等の様々な面で「山」の魅力や価値、課題等を共有し、「山」を総体として捉えていくため

○ 表記方法

「信州」は漢字表記とし、「しんしゅう」と読み、「信州」と「山の日」の間に空白(半角)を設ける。

## 3 期 日 等

### 「信州 山の日」：7月第4日曜日

- ・登山を始めとする様々な野外活動が活発に行われるため、3,000m級の高山地帯から身近な里山まで幅広く参加することが可能な季節(7月から9月)で、天候の安定する時期(梅雨明け)であること
- ・次代を担う子ども達が「山」に触れ、親しみを持つため、様々な行事等に参加することが可能な休日(概ね夏休みに入る時期)であること

### 「信州 山の月間」：7月15日から8月14日まで(1ヶ月間)

- ・本県の地域性等(南北に長く標高差があること等)を踏まえ、「信州 山の日」を含めて各種行事や情報発信等を集中的に実施する期間とする。

## 4 「山の日」を契機とした取組

「山の恵み」に関し、「親しむ・学ぶ・守る」という3つの視点に立ち、「山を活かす」取組に力点を置きながら、以下に掲げるような取組を部局連携により推進していく。

- ・県による「山の日」の意義を広く周知するための核となる行事の開催
- ・県内各地において地域が自発的に活動し、機運の醸成を図る取組
- ・市町村、民間団体、企業、県民等と協力・連携した取組の推進

※ 県内各地で行われる様々な取組を、県、市町村、関係団体、企業、県民等の連携により集約し、一元的に情報発信する仕組みを構築

## 5 制定方法

「信州 山の日」の制定に関する要綱等を策定し、平成26年7月15日の「信州 山の月間」の開始日に県報掲載する。

# 「信州 山の日」制定に関する情報発信等について

## 1 趣旨

平成 26 年度、「信州の山 新世紀元年」として全庁挙げて行う「山」に関する取組の中で、林務部として、「信州 山の日」制定に向けて、様々な媒体を利用した情報発信を集中的に行う。

## 2 「信州 山の日」制定に関する情報発信計画について

時 期	取 組 内 容
これまでの取組	<b>【「信州 山の日」制定の周知開始】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・信濃毎日新聞広告の活用（企業等の協賛金で掲載）（2月14日）</li><li>・（公財）長野県緑の基金と連携した新聞・ラジオ・チラシによる PR</li></ul>
4 月	<b>【「信州 山の日」関連行事の情報収集等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域で予定されている「信州の山」に関わる行事等の情報集約及び整理、発信</li><li>・「信州 山の日」制定記念行事に位置付けた、信州大学・読売新聞長野支局主催の連続市民講座（10回）の実施（4月26日～）</li><li>・（一社）信州・長野県観光協会発行の観光ガイドブック等への掲載</li></ul>
5 月	<b>【県内外に情報発信】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・県ホームページに専用のポータルサイトを開設し、信州の山に関わる『行事』予定を県内外に情報発信</li></ul>
6 月	<b>【6月7日（土）「信州 山の日」50日前カウントダウンイベント】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・富士見町で行われる県植樹祭と併せて、「信州 山の日」50日前カウントダウンイベントを開催</li><li>・制定を契機に、改めて、「信州の山」を守り、育て、活かす活動をしている方にスポットを当て、山の魅力発信のため「<b>信州 山の達人</b>」として募集を開始。</li></ul>
7 月	<b>【「信州 山の月間」関連行事と制定周知を集中実施】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・信州 山の日記念切手の発売（日本郵政㈱と連携）</li><li>□制定機運の醸成を図るため、各地域において県共催イベントを実施</li><li>・月間中の行事を紹介するリーフレット配布（7月上旬）</li><li>・ポスター掲示（駅、コンビニ、スポーツ店、県外観光情報センター等）</li><li>・検討中の事項 （しなの鉄道の「信州 山の日」列車運行、プロスポーツの「信州 山の日」タイアップ試合）</li></ul> <b>★7月27日（日） 「信州 山の日」制定記念行事★</b> <p>（県民、企業、団体等の参加による記念式典を開催） 場所：安曇野市 「国営アルプスあづみの公園」</p>

# 祝日「山の日」法成立

## 16年から8月11日休みに

8月11日を祝日「山の日」と定める改正祝日法は23日の参院本会議で自民、民主、公明各党などの賛成多数により可決、成立した。施行日は2016年1月1日。最初の山の日は同年8月11日で休日となる。8月の祝日制定は初めてで、年間の祝日数はこれで16日に増える。

【東京3面】採決結果は賛成213、反対15だった。

法案は、現行法第2条に「山の日」8月11日・山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」との文言を追加する内容。祝日の山の日制定は、国民が山を思い、山に足を運ぶきっかけとなることから、県や松本市などが制定を求めてきた経緯がある。

山の日をめぐるっては、日本山岳協会、日本山岳会など山岳関係5団体による「山の日制定協議会が10年に発足し、

全国に向けた山の日制定運動を本格的に開始。昨年4月には超党派の国会議員連盟が発足、今国会に議員有志が法案を提出した。

祝日法の改正は、4月29日「昭和の日」に、5月4日「みどりの日」にそれぞれ定めた05年以来。

県は今年から独自の「信州山の日」を7月第4日曜日(今年が7月27日)に定める。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 山の日の新設(第二案関係)

- 一 国民の祝日として、新たに山の日を加えること。
- 二 山の日は、八月十一日とすること。
- 三 山の日の意味は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすること。

第二 施行期日(附則関係)

この法律は、平成二十八年一月一日から施行すること。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項の次に次のように加える。

山 の 日 八 月 十 一 日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

附 則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

理 由

国民の祝日として、山の日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行
第二系 「国民の祝日」を次のように定める。		第二条 (附)
(略)		(同上)
海 の 日 七月の第三月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。	(同上)
山 の 日 八 月 十 一 日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。	(新設)
(略)		(同上)